

議案第 118 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 12 月 13 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 47 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年三朝町条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和 42 年政令第 274 号)第 1 条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県町村消防災害補償組合消防団員等公務災害補償条例(鳥取県町村消防災害補償組合条例第 8 号)の適用を受ける者</p> <p>(通勤)</p> <p>第 2 条の 2 この条例で「通勤」とは、職員が、</p>	<p>(職員)</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和 42 年政令第 274 号)第 1 条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県<u>市</u>町村消防災害補償組合消防団員等公務災害補償条例(鳥取県<u>市</u>町村消防災害補償組合条例第 8 号)の適用を受ける者</p> <p>(通勤)</p> <p>第 2 条の 2 この条例で「通勤」とは、職員が、</p>

勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(休業補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 略

勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(休業補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 略

(介護補償)

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 略

(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合

別表第 1(第 8 条の 2 関係)

種別	等級	倍数
傷病補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和 42 年自治省令第 27 号)の別表第 2 の例による。

(介護補償)

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を受給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 略

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 30 条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合

別表第 1(第 8 条の 2 関係)

種別	等級	倍数
傷病補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和 42 年自治省令第 27 号)の別表第 1 の例による。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。